平成２２年（再イ）第１１号

鳥取県西伯郡南部町東町42番地

再生債務者　西尾　明己

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月12日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（再イ）第７２号

広島市西区三篠北町18番13―503号

再生債務者　白石　隆仁

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月12日

広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第４０号

愛媛県松山市居相２丁目７番28号　リヴェール居相205号

再生債務者　鎌田　　明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月12日　　松山地方裁判所

平成２２年（再イ）第１９号

宮崎県都城市高城町桜木156番地３

再生債務者　野﨑　智裕

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月12日

宮崎地方裁判所都城支部破産係

平成２２年（再イ）第７４号

埼玉県羽生市北２丁目14番24号

再生債務者　安達　　勇

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月12日

さいたま地方裁判所熊谷支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構本庄都市開発事務所公告第１号

本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業に係る井上健治氏に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地指定の通知について、同法第98条第５項及び第99条第２項の規定に基づき送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成 23 年１月 25 日

本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

本庄都市開発事務所

所長　並木　信也

記

1　氏名及び住所

氏名　井上　健治

住所　本庄市北堀184番地

2　通知の内容

文書番号　とし421―39本庄発指定９―26―１

平成22年12月10日

従前の宅地

町名及び字名　本庄市北堀字新田前

地番　2038

地目　田

登記簿地積　394㎡

基準地積　394.15㎡

町名及び字名　本庄市北堀字新田前

地番　2039

地目　田

登記簿地積　675㎡

基準地積　675.26㎡

仮換地

街区番号　61街区　画地番号　３画地

地積　567㎡

従前の宅地

町名及び字名　本庄市北堀字前田

地番　1935

地目　田

登記簿地積　1869㎡

基準地積　1869.72㎡

仮換地

街区番号　65街区　画地番号　３画地

地積　1058㎡

仮換地の指定の効力発生の日

平成23年２月14日

仮換地について使用又は収益を開始することができる日

別に定めて通知します。

注意１　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

注意２　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

地方競馬全国協会平成21事業年度決算等に関する公告

平成 23 年１月 25 日

東京都港区麻布台２丁目２番１号

地方競馬全国協会

理事長　仲田　和雄

１　平成21事業年度の貸借対照表及び損益計算書の要旨

貸借対照表の要旨

（平成22年３月31日現在）　　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,734	流動負債	2,873
固定資産	9,875	固定負債	5,487
有形固定資産	2,303	利益剰余金	12,249
無形固定資産	2	積立金	11,665
投資その他の資産	7,571	当期利益金	584
合計	**20,609**	**合計**	**20,609**

(注)１．有形固定資産の減価償却方法は、定額法による。

２．有形固定資産の減価償却累計額は、3,476百万円である。